

入札説明書

ファックス機器賃貸借に関する契約

(平成25年12月4日付け公告分)

京都府流域下水道事務所

入札説明書

ファックス機器賃貸借に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成25年12月4日

2 契約担当者 京都府流域下水道事務所長 山崎 隆

3 担当部局 〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地
京都府流域下水道事務所総務室 電話番号 075-954-1877

4 入札に付する事項

(1) ファックス機器賃貸借に関する契約

(平成25年度更新予定：5台 仕様書「別紙」のとおり)

(2) 仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター

木津川流域下水道 洛南浄化センター

宮津湾流域下水道 宮津湾浄化センター

桂川中流流域下水道 南丹浄化センター

木津川上流流域下水道 木津川上流浄化センター

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる条件等をすべて満たさなければならない。

(1) 京都府の物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格を得て、役員等調書を提出しており、「物品（レンタル・リース）」に登録されている者であること。

(2) 本説明書に示したサービスを確実に履行し得ると認められる者であること。

(3) 6に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 府内に取引を希望する本社（本店）または営業所等が所在すること。

(5) 平成23年度以降に国又は地方公共団体と、ファックス機器賃貸借に係る契約実績を数回以上有する者であること。

6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書等

確認申請書等は、次のとおりとする。

ア 確認申請書（別記様式1）

イ 契約実績表（別記様式2）

5の(5)に掲げる資格があることを判断できる契約実績（平成23年度以降を始期とする6箇月以上の契約期間のもの）を少なくとも2件を記載し、その契約に係る契約書の写しを提出すること。

ウ サービス体制表（別記様式3）

(2) 確認申請書の受付

提出期間 平成25年12月11日（水）から平成25年12月12日（木）
午後2時まで（厳守）

場 所 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地

京都府流域下水道事務所総務室 電話番号 075-954-1877

(3) 確認通知

確認申請書の受付後、平成25年12月16日（月）までに一般競争入札参加資格確認結果の通知（以下「確認結果通知」という。）により通知する。

(4) その他

確認申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成25年12月24日（火）午後3時

イ 場所 京都府流域下水道事務所入札室

(2) 入札方法

ア 入札書は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「ファックス機器賃貸借に関する契約 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

ク 確認結果通知又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

ケ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

コ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

サ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

シ 入札者は、別紙仕様書、契約書（案）並びにその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、毎月のリース金額（平成26年2月分から平成28年3月分までと平成28年4月分から平成31年1月分までのそれぞれの額）及び契約期間を通じての総額を記入することとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札

ア 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記アの立会職員以外の者は入場することはできない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書の提出をしなかった者並びに虚偽の記載をした者のした入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札

エ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

カ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で契約期間を通じての総額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日の翌日から10日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(7) その他

入札参加者は、談合情報があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。

- 8 入札保証金
免除する。
- 9 契約解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 10 契約書の作成の要否等
要する。
なお、契約締結時に本契約に係る税法上の経理の取扱いを記載した書面の提出を要し、その後必要に応じて変更契約する。
- 11 その他
1から10までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。